

令和4年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和4年5月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 報告第 5号 専決処分の報告について
- 7 議案第27号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 8 議案第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 9 議案第29号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 10 議案第30号 広尾町税条例等の一部改正について
- 11 議案第31号 広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 12 議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第33号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について
- 14 議案第34号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 15 議案第35号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 16 議案第36号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 17 議案第37号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 18 議案第38号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 19 議案第39号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 20 発議第 4号 常任委員の選任について
- 21 発議第 5号 議会運営委員の選任について

○追加議事日程

- 1 発議第 6号 議長の常任委員辞任について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |

9番 渡 辺 富久馬
 11番 旗 手 恵 子
 13番 堀 田 成 郎

10番 小 田 雅 二
 12番 浜 頭 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副 町	長	田 中	靖 章
会 計 管 理 者		山 崎	勝 彦
兼 出 納 室 長		山 崎	勝 彦
総 務 課 長		山 岸	直 宏
総 務 課 長 補 佐		柏 崎	弥 香 子
併 総 務 課 参 事		西 内	努
併 総 務 課 主 幹		木 幡	幸 雄
併 総 務 課 主 幹		木 村	正 樹
併 総 務 課 主 幹		坂 田	邦 昭
企 画 課 長		及 川	隆 之
企 画 課 長 補 佐		鎌 田	慎 美
住 民 課 長		楠 本	直 央
住 民 課 長 補 佐		村 中	晃 子
兼 住 民 課 長 補 佐		三 浦	直 大
保 健 福 祉 課 長		宝 泉	一 也
保 健 福 祉 課 参 事		保 泉	一 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長		村 上	洋 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		保 坂	一 也
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長		三 浦	直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長		浜 頭	力
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長		佐 藤	清 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		西 脇	優 子
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 長		佐 々 木	み ゆ き
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長		佐 々 木	み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長		金 石	輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		金 石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		平	浩 則
農 林 課 長			

兼 町 営 牧 場 長	平	浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	室	谷 直	宏
建 設 水 道 課 長	寺	井	真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三	上 昌	樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川	崎 幸	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺	井	真
港 湾 課 長	安	岡 伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田 圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原 康	博
管 理 課 長	山	畑 裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦 弘	樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山	岸 達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田 一	美
兼 図 書 館 長	沖	田 一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田 一	美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村 弘	美
事 務 局 長	森	谷	亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石 晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤 直	美
総 務 係 主 事 補	齊	藤 香	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第2回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認1件、報告1件、議案13件を受理しております。また、議会から議案2件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第2回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の町内における新型コロナウイルス感染症の発生状況についてであります。
町内における新型コロナウイルスの感染状況であります、4月の感染者数は49名、5月は16日現在で85名となり、今年に入って148名の新規感染者が確認されているところです。また、既に報道

機関等により周知されておりますが、4月27日に養護老人ホームにおいて職員1名の陽性が認められ、昨日までに入所者9名、職員7名の計16名が陽性と判定されました。このほか、5月9日に認定こども園ひろお保育園の園児に陽性が認められ、昨日までに園児5名、職員2名の計7名の陽性が判定されており、同じく5月9日に特別養護老人ホーム職員1名の陽性が確認されております。

町内の感染状況を踏まえ、今後も感染拡大防止のため、必要な措置を講じ、徹底した感染対策に努めるとともに、住民の皆様には手洗いやマスクの着用、3密の回避など感染予防対策を行うよう呼びかけてまいります。

続きまして、2点目の4月1日付人事異動についてであります。

本年4月1日付の人事異動は84件でありまして、そのうち昇格は15名であります。課長補佐職から課長職へ2名、係長職から課長補佐職へ4名、係から係長職が9名であります。採用者数は10名でありまして、一般行政職7名、保育士1名、介護士1名、再任用職員1名であります。

職員数であります。4月1日現在、役職別で、課長職17名、補佐職16名、係長職48名、係72名の計153名となり、昨年4月1日の職員数と比較して、2名の減となりました。

なお、異動後の機構につきましては、別添の資料機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、町民プール改修工事でありまして、契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久氏であります。

請負額は4,565万円で、工期につきましては令和4年4月19日から令和4年10月28日までであります。

施工場所につきましては、公園通南4丁目11番地の4であります。

工事の概要であります。町民プールの水槽の舗装工事及び機械設備の改修であります。

指名業者等の状況についてであります。フジ暖房工業株式会社、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会、有限会社田中建設の4業者をもって入札を行いまして、落札率は99.5%であります。

続きまして、4点目の火災の発生についてであります。

令和4年第1回定例会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

5月10日火曜日午前10時22分、字紋別12線50番3におきまして、敷地内の空き地及び牧草ロールを焼損する火災が発生しております。

出火原因はごみ焼却炉の灰の不始末であり、火種が強風で飛び火し、空き地152平方メートル、牧草ロール4個を焼損し、損害額は現在調査中であります。

この火災で広尾、大樹の消防職員と団員合わせて20名、広尾、大樹の車両5台が出動し、当日午前10時55分に鎮火しております。

なお、死傷者及び建物等への延焼はありませんでした。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校等について、教育行政報告をさせていただきます。

4月16日土曜日、広尾中学校生徒2名が体調不良により、医療機関を受診し、感染の疑いでPCR検査を受けたところ、陽性が認められました。また、当日の部活動において、風邪症状の生徒が複数名いたことから、広尾中学校を4月18日から20日までの3日間臨時休校といたしました。また、広尾小学校については、感染の可能性がある方についてのリストアップ作業のため、4月18日1日間を臨時休校としております。

その後、4月20日に広尾小学校において児童2名、広尾中学校において生徒1名の陽性が確認されたため、両校を4月21日から22日までの2日間、臨時休校としております。

また、5月12日に広尾小学校において児童3名の陽性が確認されたため、5月13日から5月15日までの3日間を臨時休校としました。その臨時休校期間中に新たに3名の陽性が確認されたため、臨時休校期間を5月17日まで延長しております。両校において児童生徒及び職員が感染の可能性があるか否かのリストアップ作業を行った結果、該当者はおりませんでした。

広尾小学校と広尾中学校の2校につきましては、臨時休校期間中に校舎の消毒作業を実施し、安全が確認された後、再開をしております。

また、4月25日から28日に予定されていた広尾中学校の修学旅行については、町内の感染状況を踏まえて延期を決定しております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第3号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第20号）についてであります。別紙にお示しをしたとおりであります。

専決処分の理由であります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業等予算の繰越明許費の設定についてでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和4年3月29日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第20号）についてであります。

第1条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第1表でお示しをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表の繰越明許費補正の追加であります。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業ほか2件について、年度内に事業が完了しないため、繰越明許費とするものであります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第6 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第5号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第21号）を別紙の内容のとおり専決処分したものであります。

専決処分の理由であります。基金の積立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和4年3月31日であります。

7ページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第21号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ6,752万4,000円を追加し、78億1,713万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの歳入であります。

お手元の事項別明細書を併せてご覧いただきたいと思っております。

一般会計の事項別明細書（第21号）であります。

その3ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から次のページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額決定により整理を行ったものであります。

16款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の利子収入、繰替運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項の財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJ-クレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、国鉄広尾線代替輸送確保基金及び中川一郎記念館管理運営基金からの繰入金でありまして、歳入歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

20款諸収入につきましては、水源林整備受託事業収入及び中川一郎記念館での記念誌販売収入の追加でありまして、基金整理に関わる整理をしたものであります。

21款1項町債につきましては、緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債の減額でありまして、事業費の確定及び配分の確定に伴い整理をするものであります。

次に、歳出であります。

議案書10ページ、事項別明細は7ページであります。

2款1項総務管理費であります。財務管理費につきましては、基金積立金の整理、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴う整理であります。

3款1項社会福祉費につきましては、寄附金の確定に伴う整理であります。

5款農林水産業費につきましては、歳入で立木売払収入、Jークレジット売払収入及び寄附金の確定、歳出でJークレジット売払手数料、町有林整備事業及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う基金積立金の整理であります。

9款1項教育総務費につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴い、教育振興基金積立金の追加を行ったものであります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

次、議案書の11ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債について整理したものであります。

町債の合計から1,460万円を減額し、5億7,495万5,000円とするものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第5号 専決処分報告についてを終わります。

◎日程第7 議案第27号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第27号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第27号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

お手元の議案資料1ページをお願いいたします。

ここにそれぞれ比較表がありますが、議長の欄で説明を申し上げたいと思います。

議長の欄の改正前と、それから改正後、それぞれ比較して、網かけのしてある部分であります。

内容といたしましては、現行、改正前ですが、6月、12月の支給率を100分の217.5から100分の210に引き下げるものでありまして、それぞれ100分の7.5、総支給率100分の15の引下げとなるものであります。

また、附則第1項におきまして、この改正条例は公布の日から施行し、第2項で令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に217.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第27号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第28号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、先ほどの議案第27号と同様に、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

議案資料の3ページをお願いいたします。

町長の欄でご説明申し上げます。先ほどと同じように、改正前と、それから改正後、それぞれ比較をしておりますので、ご覧をいただければと思います。

内容といたしましては、現行の6月、12月の支給率を100分の222.5から100分の215に引き下げるものでありまして、それぞれ100分の7.5、総支給率100分の15の引下げとなるものであります。

また、附則第1項におきまして、この改正条例は公布の日から施行し、第2項で令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

議案資料3ページから比較表並びに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第29号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第29号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案については、令和3年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の期末手当の支給率の改定を行うものであります。

内容であります。議案資料の5ページであります。

6月、12月の期末手当の支給率を、職員については100分の127.5から100分の120に、再任用職員につきましては100分の72.5から100分の67.5にそれぞれ引き下げるものであります。この引下げによりまして、議案資料の5ページの1に記載してありますように比較をしているところであります。一般職の職員は100分の7.5、再任用職員は100分の5、それぞれ引下げになるものであります。

附則であります。

第1項におきまして、公布の日から施行し、第2項で令和4年6月に支給する期末手当に関する特例処置として、令和3年12月に支給された期末手当に、再任用以外の職員は127.5分の15を、また、再任用職員は72.5分の10をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とするものであります。

6ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただけたらと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾町職員給与条例の改正についてでありますけれども、今回のこの期末手当等の改正については、令和3年度分に係る人事院勧告に基づく減額ということであります。したがって、本来であれば当該年度中に処理をしなければならない、従前もそういう形でやってきております。

今回、国の都合で法律改正が遅れたということで、実施ができないために今回の提案になっているわけでありまして、管内でもこの人勧の内容によって実施した自治体が3町村ほどありまして、適切に処理されているというふうに聞いていますけれども本来の令和3年度中に実施しなかったために課題が生じているかと思えます。

1つに、例えば当該年度中に退職した方、従来であれば当該年度中に適用されますので人勧に基づく処理がされますけれども、今回の場合はどのようなになっているのかと。

それから、もう一点でありますけれども、本年4月に採用された職員、4月1日に採用された部分でありますので、当然平年ベースのいわゆる期末手当の支給額、これが適用されるものでありますけれども、先ほど会計年度任用職員は対象外という説明がありましたけれども、4月採用職員については令和3年度の人勧は当然適用ではないとされるべきものだというふうに認識をしておりますけれども、先ほどの説明ではこういったことがなかったと思えますので、いずれにいたしましても、今までもお話ししておりますけれども、不利益については遡及しないという民法上の規定もございますから、その点どのような処理を考えているのか、お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 前崎議員のご質問に説明をさせていただきます。

今回の改定は、率の引下げと令和3年12月に減額されるはずであった期末手当の額を今年度6月手当から調整するという形であります。

まず、1点目の令和3年度で退職された方、この方々には適用されておられません。

次に、2つ目、4月に採用された新規採用職員、この方々にも調整額の部分については適用されておられません。

以上であります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第29号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号～日程第11 議案第31号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第30号 広尾町税条例等の一部改正についてと日程第11、議案第31号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第30号及び議案第31号について、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法等が令和4年3月31日、改正、公布されたことに伴い、本町において関係法令を引用する条例をそれぞれ改正するものであります。

初めに、議案第30号 広尾町税条例等の一部改正について、主な内容であります。

1つ目は、固定資産税の負担調整措置の改正、2つ目が個人住民税の住宅ローン控除の延長、3つ目が上場株式等の配当所得に係る課税方式の改正、4つ目が省エネ改修工事に係る税額の減額措置の拡充・延長となっております。

次に、議案第31号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての内容であります。

議案は22ページであります。

こちらにつきましては、法改正により項のずれが生じたことによる文言の整理が主な内容であります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町税条例等の一部を改正する条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。第1条と第2条の改正であります。今回の一部改正につきましては、第1条分の改正が主なものであります。

また、施行日については、改正内容により異なります。

それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、内容に沿って条文の追加、削除等を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の7ページ、1、広尾町税条例等の一部改正です。

第1条による改正で、1の町民税関係です。

(1)、納税証明書の交付手数料であります。今回、地方税法において、各証明書に住所の代わりになる事項を記載しなければならないという改正がされたものでございます。これにつきましては、既にDV被害者等には住所を削除する等の措置を講じておりましたが、今回、法により明確化したものであります。

施行日は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日となっております。

続きまして、(2)、所得割の課税標準、(3)、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、(4)、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の3つにつきましては、改正趣旨が同一でありまして、囲みに記載しております上場株式等に係る配当所得及び株式譲渡所得について、現行では所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能でしたが、改正後は一致させるとする改正でございます。

施行日につきましては、いずれも令和6年1月1日です。

次のページをお願いいたします。

(5)、寄附金税額控除につきましては、経過措置終了に伴う規定の整備でありまして、適用日は令和4年4月1日でございます。

続きまして、(6)、町民税の申告、(7)、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、(8)、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書については、同趣旨の改正でありまして、下の囲みに記載してあります扶養親族申告書の記載事項について「退職手当を有する配偶者の氏名」についても記載事項とするものです。所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象にならない者であっても、地方税法上は控除の対象となることについて申告書に記載するよう規定したものでございます。施行日については、(6)、町民税の申告については令和6年1月1日、それ以外については令和5年1月1日となっております。

続きまして、(9)の法人の町民税の申告納付についてですが、法律改正に伴う項ずれの反映で、令和4年4月1日適用でございます。

次のページをお願いいたします。

同じく、(10)、特別徴収税額の納入の義務等につきましても項ずれの反映で、施行日は令和6年1月1日でございます。

(11)、個人の町民税の住宅借入金等特別控除についてですが、住宅ローン控除が所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する措置について、令和3年12月末が期限だったことにより、令和4年から4年間延長とするものです。施行日については、令和5年1月1日です。

次に、(12)の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の

課税の特例については、引用条項の削除に伴う規定の整備で、施行日については、令和5年1月1日となっております。

(13)、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び(14)、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、同趣旨の改正でありまして、申告方式の選択に係る規定の整備で、当該所得が生じた分については確定申告書に記載があるときに限り適用するとするものでございます。施行日については、令和6年1月1日となっております。

次のページをお願いいたします。

(15)、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例については、令和4年12月末までの居住とする期間が終了するため、削除するものでございます。施行日は、令和5年1月1日となっております。

続きまして、固定資産税関係でございます。

(1)、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ですが、下水道法の改正によりまして、固定資産税の課税標準の特例割合の参酌値を改正するものであります。減免割合を4分の3から5分の4とするもので、適用日は令和4年4月1日となっております。

次に、(2)の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、地方税法において、住宅の改修等を行った際に各資材に熱損失防止に資する工事が行われた住宅については固定資産税の減額措置を行っており、その工事期間を2年間延長し、令和5年度末とし、所在期間は平成20年までとしていたものを、平成26年より前までとする改正でございます。条例につきましては、文言の整備となっており、適用日については、令和4年4月1日となっております。

次の(3)の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例については、令和4年度に限り商業地の上昇幅を2.5%とする改正でありまして、令和4年4月1日の適用となっております。

次のページをお願いいたします。

第2条による改正ですが、令和3年度に行った条例改正について施行日前に法律改正が行われたことによる規定の整備を行うものでありまして、(1)は令和5年1月1日、(2)については令和6年1月1日の施行となります。

次に、都市計画税条例の一部改正についてですが、(1)は法律改正に合わせての項ずれによる改正です。

(2)は、先ほどの税条例のほうで説明しました令和4年度に限り商業地の上昇幅を2.5%とする改正でありまして、都市計画税についても同様の措置を取るものでございます。適用日については、いずれも令和4年4月1日です。

以上で、説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第30号 広尾町税条例等の一部改正についてと議案第31号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号と議案第31号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第30号 広尾町税条例等の一部改正についてと議案第31号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号

1、議長(堀田) 日程第12、議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正の趣旨は、1つ目として賦課限度額の引上げの改正、2つ目は国保税率の改正をするものであります。

これにつきましては、北海道に納付金を納めるために必要な本町の国保税率が標準保険税率として道より示され、その税率について令和3年度から3か年かけて改正するものでありまして、本年度はその2年目の年に当たる改正であります。

また、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額も併せて改正するものであります。

詳細については担当課長より補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の33ページをお開きください。

1つ目ですが、賦課限度額の改正であります。

国民健康保険税は、医療給付費分である基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つに分かれて課税されています。今回は、このうち基礎課税額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に改正するものであります。

2つ目であります、国保税率の改正です。

これにつきましては、道に納付金を納めるために必要となる本町の国保税率に、激変緩和に配慮しつつ令和3年度から3年かけて近づけるもので、今年はその2年目の年に当たる改正でございます。

次のページをご覧ください。

今回改正したいとする税率は、表の中央、太枠の令和4年度の部分となります。

まず、所得割につきましては、医療分、後期支援分、介護分を合わせて11.19%から11.94%となり、0.75ポイントの増となります。

続きまして、被保険者一人一人に係る均等割でございますが、医療分、後期支援分、介護分を合わせて4万2,100円を4万4,200円とするもので、2,100円の増となるものでございます。

次に、一番下の世帯に係る平等割ですが、医療分、後期支援分、介護分を合わせて3万5,800円から3万7,000円とするもので、1,200円の増となるものでございます。

次のページをご覧ください。

改正の影響について各モデル世帯で説明申し上げます。

表の一番上、年金収入の単身世帯の例でございますが、右の表の改正案ですが、金額にして700円の増から1万6,300円の増、現行と比較して3.6%から4.9%の増となります。

1つ飛んでいただきまして、表の一番下をご覧ください。夫婦2人世帯の給与所得者で妻が専業主婦の場合ですが、1,600円から最大で3万7,900円の増、現行と比較して4.4%から6.3%の増となります。

次のページをご覧ください。

表の一番上、夫婦2人、子ども2人の4人世帯で、子どもが未就学児以外の場合ですが、現行と比較しまして2,500円から4万7,300円の増、率にしまして4.4%から6.1%の増となります。

また、その下の表、子どもが未就学児の場合は、現行と比較して2,100円から4万5,900円の増、

率にしまして4.5%から6.2%の増となります。

1枚飛んでいただきまして、38ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険税の税率改正による試算比較でございます。令和3年度課税実績を基に改正後の試算をしております。

左の欄ですが、基礎課税分の課税額についてですが、表の一番下の欄で、改正後の額1億5,785万3,000円で665万円の増と見込んでおります。

次に、真ん中の表、後期支援分は、一番下の欄で、改正後の額5,045万2,000円で218万円の増、右の欄、介護納付金分の改正後の額1,883万6,000円で189万5,000円のそれぞれ増となる見込みであります。

合わせまして1,072万5,000円の国保税の増となる見込みでございます。

以上で、説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県化され、保険者が市町村から北海道に移行されました。移行される以前の平成29年度の本町の所得割、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を合わせると9.83%でしたが、平成30年度以降の所得割税率と対前年度の引上げ幅はどのようになっているか、説明をお願いします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 大変申し訳ございません。

平成30年からの所得割の税率の上げ幅といいますか、そのポイントを申し上げます。

平成30年、所得割なのですけれども、医療、後期支援、介護合わせて10.13から、平成31年は0.3ポイント上げて10.43%、令和2年はそのまま据え置きまして、令和3年は0.76ポイント上げて11.19%、そして、令和3年から令和4年については0.75ポイント上がって11.94%、平成30年と令和4年度の比較では1.81ポイント上がったというような内容になっております。

以上です。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 平成30年度と令和元年度の引上げ幅は6%程度に対して、令和3年度、4年度は2割以上の引上げとなっています。加えて、今回は13.7%と大幅な引上げとなっています。

令和2年度はコロナ感染拡大により据え置いた経過がありますが、当時の感染拡大は1年間でも1,000人以下であったものが、今年1月から4月までの4か月間で1万3,000人以上の感染者が出ています。引き上げる状況ではないというふうに考えますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 今回の税率改正の上げ幅につきましては、去年の段階で納付金を納めるために集めなければいけない国保税率が北海道から示されたということで、平成30年度当初の計画とは、かなり数字にも開きが生じてしまったという経緯があります。そういったことも踏まえまして、去年もう一度税率の見直しをさらに行った結果、こういった形で若干ご負担をいただくような結果に税率としてはなったという経緯でございます。

それと、コロナの関係なのですけれども、今年度につきましても、また去年と同じように、そういったコロナ減免というようなほかの制度も活用する予定となっておりますので、そういったことでご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。
前崎議員。

1、4番（前崎） 資料の33、34ページの関係ですけれども、この中で国民健康保険税の賦課限度額の引上げがありますけれども、国保税の賦課限度額については、地方税法に規定されておりました、上限の規定であります。

ただ、この金額については、それぞれ自治体の裁量で決めることができるようになっております。例えば道内の限度額の部分でいきますと、余市町では医療分、後期高齢者分、介護納付分、それぞれ合わせて令和2年度の段階で89万円、本町が99万円ですから、10万円も安くなっております。とりわけ余市町では、医療分、これが本町の63万円に対して、余市町は54万円、9万円安くなっております。また、中川町でも合わせて93万円、本町より6万円安く決めてございます。例えば都市部においても、大都市である旭川市あるいは小樽市、ここも賦課限度額は96万円、本町より3万円安く設定してございます。私の手元の資料、令和2年度ですけれども、その後の道内の賦課限度額の状態についてどのように押さえているか、ちょっとご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 道内の市町村で賦課限度額が国基準ではない町村数なのですが、医療分で7市町村、支援分で1町、介護分で7市町、1つの市と6つの町というような、これは令和3年度末の結果となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 賦課限度額も、従前、医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分、99万円だったものが、いわゆる100万円の大台に乗って102万円という引上げでありますし、それと先ほど所得割の質問が同僚議員からありましたけれども、これについても、例えば当初平成30年に向こう6年間で改正スケジュールというのが示されました。このときは令和4年度で1.6%ほど低い額なのです。それが昨年度この改定スケジュール、ここでは標準額という言い方をしていますけれども、これを引き上げたということで、令和3年度から令和5年度にかけて引き上げますということなのですけれども、この上げたときの理由の一つとして所得が減少しているということで、所得が減少するから保険税が当然計画から見ると入ってこないということなのでしょうけれども、そういった理由で引き上げた部分なのですけれども、所得が減少しているのに、いわゆる保険税率を上げる。加えて、先ほども出ましたけれども、過般の行政報告とか十勝でも新型コロナウイルスの感染拡大が急増しておりますけれども、本町においても4月、5月に入って急増している。

そういった中で、まん延防止等重点措置が解除されて国のそういった補填もないわけでありまして、非常に自営業者が大変な中で営業を行っているわけでありまして、そういった中で今回のような大幅な引上げということについては、令和2年度が据え置いたということから見ると、その比ではないというふうに認識するわけですが、それらについてどのように検討されたのか、お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 繰り返しになりますが、去年からの新たな改正スケジュールというのは、道が示す標準保険税率でありまして、広尾町の国保の所得、それから被保険者数、世帯数から納付金を納めるために必要な税率を算出しているということでございます。ここまででも、本当であれば、さらに引上げをしなければいけないところですが、激変緩和に考慮して去年の数字を3年間かけるということで、去年から計画的に税率の改正を行っているものでございますので、ここでこういった形で税率を改正していかなければ納付金を納めることができません。それでも足りない分については基金を取り崩して行うのですが、今回はあくまで道が示した標準保険税率に近づける改正ということでございますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営責任主体が都道府県化され、従前の市町村が保険者であったものが北海道に移行されました。国保の被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、国保税が高い構造は変わっていないのが実態です。

さらに、一般会計からの繰入れが大幅に削減されていることから、平成12年度から平成29年度まで据え置かれてきた国保税が4人家族の標準世帯では平成30年度から令和2年度を除いて毎年上げを行っています。平成30年度及び令和元年度の伸び率が各3%に対し、令和3年度、4年度2か年間で13.7%の大幅な引上げとなっています。

加えて、国民健康保険税の賦課限度額は医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を合計すると、現行の99万円から102万円に引き上げられます。平成18年度の国保税賦課限度額62万円から比較すると1.65倍、40万円もの大幅な引上げとなります。

新型コロナウイルス拡大で、とりわけ自営業者等の収入が低下し、昨年よりも営業環境が悪化している今日、国保税を引き上げる状況ではないと考えます。

よって、本案に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員。

1、5番（北藤） 議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

今回の保険税の見直しは、健全な国保運営を行うのに必要不可欠な改正だと考えます。現在の広尾町の国保税率では、北海道に納付金を納めるのは困難であり、また、今回の改正は、本来設定すべき保険税の税率を3年かけて改正するという方法でありまして、激変緩和も図っております。

また、賦課限度額の改正については、地方税法の改正にのっとり改正を行うもので、中間所得層の負担軽減を図る上でも必要な改正となっております。

国保加入者への負担が増えることは確かではありますが、今後の国保の財政を考えますと、極端な負担が行かない形での保険税率の改正となっており、やむを得ないものと考え、本案に賛成する

ものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第32号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第33号～日程第19 議案第39号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第33号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第19、議案第39号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第33号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）から議案第39号、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

補正の主な内容であります。職員給与条例の改正及び4月1日付人事異動に伴います人件費の整理であります。

最初に、議案第33号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ579万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を76億9,779万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

あわせて、事項別明細書もお手元にご用意願います。一般会計補正予算（第1号）であります。

最初に、歳入からです。

事項別明細書3ページであります。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。

18款1項繰入金は、まちづくり基金繰入金の追加であります。

20款5項雑入は、養護老人ホームの施設賠償責任保険金の追加であります。

次に、歳出であります。

全般にわたっては、人事異動による人件費の補正であります。

事項別明細書4ページであります。

2款1項総務管理費、10節需用費は、新型コロナウイルスの簡易検査キットの購入であります。11節役務費は、新型コロナウイルスの検査手数料の追加であります。どちらも財源はコロナ対応臨時交付金であります。

事項別明細書7ページであります。

3款1項社会福祉費、3目養護老人ホーム施設費、10節需用費は、新型コロナウイルス感染拡大防止用の消耗品費の追加であります。財源は、施設賠償責任保険金であります。

次、14ページ、15ページであります。

5款3項水産業費、2目水産業振興費、18節は赤潮被害支援給付金であります。令和3年度に北海道が赤潮被害対策として寄附を受けたふるさと納税のうち、広尾町に配分されました187万4,654円をまちづくり基金に積み立てておまして、本年度予算で基金から取り崩し、広尾漁協に給付をするものであります。

次の事項別明細17ページであります。

7款2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費は、橋梁の点検について当初は委託料で計上しておりましたが、契約方法の変更により、次の18ページの18節負担金へ組み替えるものであります。

次、明細書の19ページであります。

8款1項消防費は、消防庁舎玄関の修繕料の追加であります。

次、22ページであります。

12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

続きまして、議案第34号についてであります。

議案書31ページであります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ26万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,243万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

内容につきましては、人件費の補正であります。

続きまして、議案第35号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億5,065万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

内容につきましては、人件費の補正であります。

続きまして、議案第36号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ53万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億5,846万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

内容につきましては、人件費の補正であります。

続きまして、議案第37号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護保険特別補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出の総額からそれぞれ627万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億9,932万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の主な内容につきましては、人件費の補正であります。

続きまして、議案第38号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出の総額からそれぞれ1,871万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億6,088万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

内容につきましては、人件費の補正であります。

続きまして、議案第39号についてであります。

第1条は、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入で、第1款第2項営業外収益から310万7,000円を減額するものであります。支出で、第1款第1項営業費用から657万8,000円を減額するものであります。

内容につきましては、人件費の補正であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、657万8,000円を減額するものであります。

以上で、議案第33号から議案第39号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から水道事業会計までの7件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から水道事業会計までの7件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案7件については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第33号から議案第39号までの7件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第33号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第39号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第39号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第33号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第39号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第20、発議第4号 常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、申し上げます。

初めに、総務常任委員会委員、7人であります。浜野隆議員、萬亀山ちず子議員、前崎茂議員、山谷照夫議員、渡辺富久馬議員、浜頭勝議員、堀田成郎議員、以上7名であります。

次に、産業常任委員会委員、6人あります。松田健司議員、北藤利通議員、志村國昭議員、星加廣保議員、小田雅二議員、旗手恵子議員、以上6名であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

（議長、副議長と交代）

1、副議長（浜頭） 再開します。

ただいま、総務常任委員に選任された議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところであり、常任委員を辞任したいとするものであります。

◎日程追加の議決

1、副議長（浜頭） お諮りします。議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時32分 再開

再開します。

◎追加議事日程第1 発議第6号

1、副議長（浜頭） 追加議事日程第1、発議第6号 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀田議長の退場を求めます。

（堀田成郎議長 退席）

お諮りします。本件は、申出のとおり常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任については、許可することに決しました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

（副議長、議長と交代）

1、議長（堀田） 再開します。

ここで、各常任委員会の正副委員長を互選するため、委員会の開催を願います。

委員会の開催場所は、議員控室で行います。先に総務常任委員会を開催し、終了後、産業常任委員会を開催します。

各常任委員会終了まで、本会議を休憩します。

午前11時33分 休憩

午後0時23分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

総務常任委員会の委員長に前崎茂議員、副委員長に萬亀山ちず子議員が当選されております。

続きまして、産業常任委員会の委員長に小田雅二議員、副委員長に旗手恵子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第21 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第21、発議第5号 議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、申し上げます。

議会運営委員会委員、6人であります。浜野隆議員、萬亀山ちず子議員、前崎茂議員、星加廣保議員、山谷照夫議員、渡辺富久馬議員、以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選するため、議会運営委員会の開催を願います。委員会の開催場所は、議員控室で行います。

委員会終了まで、本会議を休憩します。

午後 0時25分 休憩

午後 0時35分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に渡辺富久馬議員、副委員長に浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和4年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 0時36分